様式第1 (第3条関係) (表面)

① 特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 設置(使用、変更) 届出書 ② 平成 年 月 日

豊橋市長 殿

住 所

③ 届出者 氏名又は名称 法人にあっては その代表者の氏名

印

4

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		<u>5</u>		※整理番	号			
工場又は事業場の所在地		<u>6</u>		※受理年月	日日	年	月	日
	特定施設の種類			※施 設 番	号			
第5条第1項関係	有害物質使用特定施設の該当の有無		有 □ 無 □	※審 査 結	果			
	△特定施設の構造		別紙1のとおり。	※備	考			
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)		別紙1の2のとおり。					
	△特定施設の使用の方法		別紙2のとおり。					
	△汚水等の処理の方法		別紙3のとおり。					
	△排出水の汚染状態及び量		別紙4のとおり。					
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量		別紙5及び別添図のとおり。					
	△排出水に係る用水及び排水の系統		別紙6のとおり。					
	有害物質使用特定施設の利	重類						
第5条第2項関係	△有害物質使用特定施設の構造		別紙7のとおり。					
	△有害物質使用特定施設の使用の方法		別紙8のとおり。					
	△汚水等の処理の方法		別紙9のとおり。					
	△特定地下浸透水の浸透の方法		別紙10のとおり。					
	△特定地下浸透水に係る用水及び 排水の系統		別紙11のとおり。					

様式第1 (裏面)

	有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	□ 有害物質使用特定施設 □ 有害物質貯蔵指定施設 <mark>⑦</mark>	
第5条第3項関係	△有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
係	△施設において製造され、使用され、 若しくは処理される有害物質に係る 用水及び排水の系統又は施設におい て貯蔵される有害物質に係る搬入及 び搬出の系統	別紙15のとおり。	

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番 号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。 なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入 すること。
 - 4 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用する こと。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届 出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A 4とすること。
 - 9 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

記入要領 [様式第1]

① 届出の種類

届出様式は、特定施設設置届、有害物質貯蔵指定施設設置届出、特定施設使用届及び特定施設変更届で兼用となっているので、該当しない部分を二重線で消して届け出ること。

(例) 有害物質貯蔵指定施設の設置届出を行う場合

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

② 年月日

届出年月日を記入すること。

③ 届出者の氏名等

届出者の氏名又は名称及び住所等を記入し、法人の場合は、その代表者の氏名を併せて記入すること。 氏名(法人の場合はその代表者の氏名)を記入し、押印することに代えて、本人(法人の場合はその代表者) が署名することができます。

なお、届出者が法人等の代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状を添付すること。

④ 届出に係る根拠条文

該当しない条項を二重線で消して届け出ること。

(該当する根拠条文)

特定施設設置届の場合	第5条第1項(又は第2項)
有害物質貯蔵指定施設設置届出の場合	第5条第3項
使用届の場合	第6条第1項(又は第2項)
変更届の場合	第7条

⑤ 工場又は事業場の名称

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入すること。

⑥ 工場又は事業場の所在地

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地を記入すること。

⑦ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

有害物質使用特定施設と有害物質貯蔵指定施設は、別紙の記入事項が異なることから、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別について、どちらかにレ点を記入すること。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

工場又は事業場における施設番号	0	
有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	□ 有害物質使用特定施設 □ 有害物質貯蔵指定施設 ②	
型 式	3	
構造	4	
主 要 寸 法	(5)	
能力	<u>6</u>	
配置	<u></u>	
床 面 及 び 周 囲	8	
設 置 年 月 日	9 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	10 平成 年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	100 平成 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	10 平成 年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項	①	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機 械又は主要装置の配置を記載すること。

記入要領 [別紙12]

① 工場又は事業場における施設番号

工場又は事業場内の全施設のうちから当該施設を特定する番号等を記入すること。

名称があれば、併せて記入すること。

また、添付書類 別図により、構造図、配置図等との関係を明らかにすること。

② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。

③ 型式

自動式、回転式等施設の型式をメーカーのカタログ等で確認し、記入すること。 また、施設に商品名等の名称があれば記入すること。

④ 構造

ステンレス製、FRP製等その材質及び円筒、角形等その物理的形態を記入すること。 また、詳細を添付書類 構造図により明らかにすること。

⑤ 主要寸法

施設の縦、横、高さ等の寸法を、原則としてメートル単位で記入すること。

⑥ 能力

時間(1日)当たり又は1バッチ当たりの処理能力を記入すること。

⑦ 配置

添付書類 配置図により明らかにすること。

⑧ 床面及び周囲

施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。防液堤等については、防液できる容量を記入すること。

9 設置年月日

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用届を行う場合に、施設の設置年月日について記入すること。

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置届及び構造等変更届の場合には、本欄の記入は不要です。

⑩ 工事着手予定年月日、工事完成予定年月日、使用開始予定年月日

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置届又は構造等変更届の場合に、工事着手、工事完成、 使用開始のそれぞれの予定年月日を記入すること。

原則として、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置届又は構造等変更届を提出し、受理されてから60日間は、工事に着手できないので、工事着手予定年月日は受理されてから60日以降の日になるように記入すること。

なお、工事着手とは有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の据付け工事の着手をいいます。

⑪ その他参考となるべき事項

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設と同型の施設を同時に複数設置する場合に、その施設数を記入すること。

同型の施設について、個々に構造等を記入する必要はありません。

別紙13

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備

工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号	(T)	
有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	□ 有害物質使用特定施設 □ 有害物質貯蔵指定施設 ②	
設備	3	
構造	4	
主 要 寸 法	<u>(5)</u>	
配置	6	
設 置 年 月 日	⑦ 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	8 平成 年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	8 平成 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	8 平成 年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項	9	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

記入要領 [別紙13]

① 工場又は事業場における施設番号

別紙12と同じように施設番号を記入すること。

工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設を特定する番号等を記入すること。

名称があれば、併せて記入すること。

また、添付書類 別図により、構造図、配置図等との関係を明らかにすること。

② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。

③ 設備

施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記入すること。

④ 構造

ステンレス製、FRP製等、設備の構造(材質)を記入すること。

検知設備を有する場合にはその旨を記入すること。

配管については、地下配管(トレンチ:長細い溝)、地下配管(埋設)などのケースも考えられるので、トレンチの場合はトレンチの構造についても記入すること。

また、詳細を添付書類 構造図により明らかにすること。

⑤ 主要寸法

主要な設備に係る寸法(縦、横、高さ等)を、原則としてメートル単位で記入すること。

⑥ 配置

当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置について記入すること。

建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。

添付書類 配置図により明らかにすること。

⑦ 設置年月日

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用届を行う場合に、設備について設置年月日を記入すること。

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置届及び構造等変更届の場合には、本欄の記入は不要です。

⑨ 工事着手予定年月日、工事完成予定年月日、使用開始予定年月日

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置届又は構造等変更届の場合に、設備の工事着手、工事完成、使用開始のそれぞれの予定年月日を記入すること。

なお、工事着手とは設備の据付け工事の着手をいいます。

⑩ その他参考となるべき事項

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨を記入すること。

別紙14

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	①	
有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	□ 有害物質使用特定施設 □ 有害物質貯蔵指定施設 ②	
設 置 場 所	3	
操業の系統	4	
使 用 時 間 間 隔	(5)	
1日当たりの使用時間	<u>6</u>	
使用の季節的変動	⑦	
原材料(消耗資材を含む。)の 種類、使用方法及び1日当た りの使用量(有害物質使用特 定施設の場合に限る。)	8	
貯蔵する有害物質の種類(有 害物質貯蔵指定施設の場合 に限る。)	9	
その他参考となるべき事項	10	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それ ぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載 すること。

記入要領 [別紙14]

① 工場又は事業場における施設番号

別紙12、別紙13と同じように施設番号を記入すること。工場又は事業場内の全施設のうちから当該施設を特定する番号等を記入すること。名称があれば、併せて記入すること。

また、添付書類 別図により、構造図、配置図等との関係を明らかにすること。

② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。

③ 設置場所

当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の配置場所図により明らかにすること。

④ 操業の系統

「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を含む操業の系統」について、操業の系統図により明らかにすること。

⑤ 使用時間間隔

「連続」か「間けつ」かを記入すること。「間けつ」の場合は、使用する時間と使用していない時間を記入すること。有害物質貯蔵指定施設の場合には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔について記入すること。

⑥ 1日当たりの使用時間

1日当たりの使用時間の合計を記入すること。有害物質貯蔵指定施設の場合には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の1日当たりの使用時間について記入すること。

⑦ 使用の季節的変動

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用に季節的変動がある場合は、その概要を記入すること。

⑧ 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)

有害物質貯蔵指定施設を含む作業工程において、使用する原材料(消耗資材を含む。)の種類、1日当たりの使用量、使用方法について、次のことに留意し、できるだけ詳細に記入すること。

なお、欄に記入できない場合は、別紙として添付すること。

- ・種類は、原材料、薬品名等を記入し、商品名を記載するときは、主たる成分の名称を記入すること。
- ・1日当たりの使用量は、単位を明確に記入すること。
- ・使用方法は、原材料の使用目的、使用方法及び使用するときの濃度等を記入すること。

⑨ 貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)

有害物質貯蔵指定施設において、貯蔵する有害物質の種類を記入すること。

⑩ その他参考となるべき事項

当該施設から出る汚水を公共下水道に排除する場合、廃棄物として委託処理する場合又は地下浸透させる場合には、その旨記入すること。また、当該特定施設において製造、使用、処理している有害物質(水質汚濁防止法第2条関係)について、記入すること。当該特定施設以外の施設及び工程等で有害物質を使用している場合にも、その物質名や使用量等を記入すること。

施設の使用の方法について、その他参考になるべき事項があれば記入すること。

用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)

施設において製造され、 使用され、若しくは処理 される有害物質に係る 用水及び排水の系統(有 害物質使用特定施設の 場合に限る。)又は貯蔵 される有害物質に係る 搬入及び搬出の系統(有 害物質貯蔵指定施設の 場合に限る。)				Ć	D	
	用	途 <mark>②</mark>	使	用	水 3	用水使用量(m³/日) 4
用途別用水使用量						

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

記入要領 [別紙15]

① 施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統(有害物質使用特定施設の場合に限る。)又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)

有害物質使用特定施設にあっては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統について、経路図により明らかにすること。

有害物質貯蔵指定施設にあっては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統当該特定事業場における用水及び排水の系統について、経路図により明らかにすること。

② 用途

用水の使用用途(ボイラー用水、原料用水、洗浄水、冷却水等)を記入すること。

③ 使用水

用水の種類(上水道、工業用水、温泉水、地下水、河川水、海水等)を記入すること。

④ 用水使用量

有害物質使用特定施設の場合には、用水の1日当たりの使用量を記入すること。 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記入しないこと。

工場・事業場の概要

工場・事業場 の 名 称	①	工場・事業場 の 所 在 地	2
創業年月日	3	資 本 金	<u>4</u>
従業員数	<u>©</u>	公害関係担当者 氏 名	<mark>⑥</mark> 電話 ()
主な生産品 (月産別)	<u> </u>	日本標準産業分類 細 分 類 項目及び番号	8

〈工場付近の略図〉



記入要領[工場・事業場の概要]

① 工場・事業場の名称

本社ではなく、特定施設を有する工場・事業場の名称を記入すること。

② 工場・事業場の所在地

本社ではなく、特定施設を有する工場・事業場の所在地を記入すること。

③ 創業年月日

本社について、創業した年月日を記入すること。

④ 資本金

本社について、資本金を記入すること。

⑤ 従業員数

届出をする工場・事業場の従業員数を記入し、会社全体の従業員数を()内に記入すること。

⑥ 公害関係担当者氏名

公害関係担当者の所属、氏名、電話番号を記入すること。

⑦ 主な生産品

主な生産品とその生産量について記入すること。

非製造業の場合は、その業務内容について具体的に記入すること。

⑧ 日本標準産業分類細分類項目及び番号

日本標準産業分類(平成19年11月改訂)の分類項目名及び細分類番号を記入すること。

⑨ 工場付近の略図

工場付近の略図は、事業場近くの目標物(駅・バス停・国道など)を含んだ付近見取図を記入すること。 別に住宅地図を添付してもよい。その場合は、工場付近の略図欄に「別紙地図のとおり」と記入すること。

水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(以下「施設」という。)設置(使用・変更)届出書 添付書類一覧

レ	No.	書類の名称	書類の内容
			別紙様式のとおり。記入要領あり。
	1	工場・事業場の概要	工場付近の略図は、事業場近くの目標物(駅・バス停・国道など)を含んだ付近見取図を記入
			住宅地図添付可。その場合は、工場付近の略図欄に「別紙地図のとおり」と記入
	2	施設の構造図(別紙1、12 構造)	施設の構造が分かる設計図面(平面図、断面図等)
	<u> </u>		施設の仕様書(材質・能力・主要寸法等が分かるもの)、カタログ、写真等
			事業場全体(敷地境界線を含む範囲)の図面に下記のa~dを図内に示す。
		工場全体の配置図	a. 施設の設置場所
		工物主件0月10回囚	施設の部分に印をする、又は色分けをする等届出対象外の施設と区別する。
	3	(別紙1、1の2、12、13 配置)	工場又は事業場における施設番号を併記。
		(別紙1、102、12、13配直) (別紙14設置場所)	b. 汚水処理施設の設置場所
		(为)科(14 改画·勿户))	c. 用・排水系統(用水系統は青、排水系統は赤、雨水排水系統は緑で色分けして記入)
			d. 排水口(雨水専用排水口を含む。)の位置に排水口番号(No.)を明示する。
		施設に関連する主要機械又は主要装置の設 置場所	建物等の図面に下記のa~dを図内に示す。
			a. 施設の設置場所
	4		施設の部分に印をする、又は色分けをする等届出対象外の施設と区別する。
			工場又は事業場における施設番号を併記。
		(別紙 12 配置)	b. 建物等内の用・排水系統(用水系統は青、排水系統は、赤)
	5	施設の床面及び周囲の構造等	施設の床面及び周囲の構造が分かる設計図面(平面図、断面図等)、
		(別紙1その他参考となるべき事項)	ができた。 お質・能力・主要寸法等が分かる資料、カタログ、写真等
		(別紙 12 床面及び周囲)	
	6	設備の構造図	設備の構造が分かる設計図面(平面図、断面図等)
	O	(別紙1の2、13 構造)	設備の仕様書(材質・能力・主要寸法等が分かるもの)、カタログ、写真等
	7	施設を含む操業の系統図	原料から製品までの製造工程のフローシート
	1	(別紙 14 操業の系統)	施設の部分を2重四画で囲い、工場又は事業場における施設番号を併記する。
		取扱消耗資材等の種類及び量	各欄内に記入できない場合、別紙に表を記入
	8	(別紙2原材料・別紙3消耗資材)	製造・使用又は処理等で取り扱う材料、処理に要する消耗資材等の種類及び1日当たりの量
		(別紙 14 原材料)	
		MSDS (Material Safety Data Sheet)	施設(事業場)において、製造・使用又は処理等取り扱う原材料等製品のMSDS
	9	化学物質等安全データシート	
	9	(別紙2原材料・別紙3消耗資材)	
		(別紙 14 原材料)	
	10	その他必要な書類、図面等	各欄内に記入できない場合等、「別紙のとおり。」とし、別紙に示す。

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の種類及び構造(使用の方法・処理の方法)の変更

変	
更	<u>1</u>
	<u>u</u>
前	
変	
更	②
後	
後	
変	
更	
の	<u>3</u>
理	
由	

記入要領[参考]

① 変更前

変更前の内容について記入すること。

② 変更後

変更後の内容について記入すること。

③ 変更の理由

変更の理由について記入すること。

排出水の量及び汚染状態に変更が無い場合は、その旨を記入すること。